

専門職サポーター名簿登録希望者募集のお知らせ 【臨時的任用職員・非常勤職員（会計年度任用職員）】

大分県(知事部局)の本庁及び県内地方機関において、以下の臨時的任用職員又は非常勤職員（会計年度任用職員）の採用候補者名簿登録希望者を募集します。

1 募 集 職 種

保健師、管理栄養士、心理、獣医師、薬剤師、化学、農業、畜産、林業、水産、総合土木、建築

2 勤 務 箇 所

知事部局(本庁及び地方機関)

※勤務地の希望については、記載要領をご参照ください。

3 任用予定期間

概ね1年間程度

※設置される職により延長または短縮される場合があります。

4 勤 務 形 態

(1) 臨時的任用職員：地方公務員法第22条の3

(2) 非常勤職員（会計年度任用職員）：地方公務員法第22条の2第1項第1号

※(1)はフルタイム(2)は短時間での勤務になります。

※(1)か(2)は各所属の業務上の必要性により決定されます。

5 勤 務 条 件

(1) 臨時的任用職員の場合

給 料：別紙の表のとおり（改定される場合があります。）

手 当：勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、
期末手当、勤勉手当等が支給されます。

休 暇：勤務期間等に応じ年次有給休暇等が取得できます。

勤務時間：正規職員に準じます（8：30～17：15）。

社会保険：法令に基づき地方職員共済組合に加入します。

(2) 非常勤職員（会計年度任用職員）の場合

報 酬：別紙の表のとおり（改定される場合があります。）

手 当：勤務態様等に応じて、通勤手当（通勤に係る費用弁償）、時間外勤務手当
（報酬の割増しとして）、期末手当、勤勉手当が支給されます。

休 暇：勤務期間等に応じ年次有給休暇等が取得できます。

勤務時間：1日あたり6時間45分、月18日勤務を基本とします。

ただし、登録者及び任用所属の意向に応じて別に定めることがあります
（下限は概ね週20時間）。

社会保険：法令に基づき厚生年金、地方職員共済組合に加入します。

6 応募資格

募集職種に必要な資格等を有している（見込みも含む。）方

ただし、次のいずれかに該当する方（地方公務員法第16条各号に該当）は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大分県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・日本国籍を有しない人で、在留活動が制限されている在留資格を有する人

7 申込方法

所定の履歴書に必要な事項を記入し、免許・資格等を証する書面の写しを添付のうえ、電子メール、郵送または持参して申し込んでください。郵送の場合は、必ず特定記録郵便で、封筒に「専門職サポーター申込」と明記してください。

受付期間（持込みの場合） 9時～17時（ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の閉庁日（12月29日～1月3日）は受付できません）

申込先 大分県総務部人事課人事制度班
所在地：〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話：097-506-2312
Email：a11200@pref.oita.lg.jp

8 採用候補者名簿への登録

- ① 申込み内容を確認の上、採用候補者名簿（職種別）に登録します。
- ② 他に就職先が決定した場合など、採用候補者名簿登録を希望しなくなったときは、速やかにご連絡ください。

9 採用者の決定

- ① 採用の必要が生じた場合は、採用候補者名簿の中から職務内容・希望する勤務形態・履歴・資格・パソコン技能等を勘案のうえ、最終選考を行い、採用者を決定します。
- ② 採用が内定した後に、健康診断の結果を提出していただきます。健康上、職務の遂行に支障があると判断された場合は、採用できません。
- ③ 履歴書等の虚偽の記載が判明した場合は、名簿の登録を抹消し、採用しない場合があります。
- ④ 採用候補者名簿に登録された方の中から必要に応じ採用していくことになりますので、登録された方全員を採用するものではありません。予めご了承ください。
※添付書類・記載内容に不備がある場合には、登録できない場合があります。